

特定国境離島地域の保全及び振興に関する特別措置法案要綱

第一 総則

一 目的 (第一条関係)

この法律は、我が国の領域の保全については、我が国の公的機関がその地域を我が国の領域として保全することに積極的に関与すること、及び日本国民がその地域に定住し、地域社会の維持発展が確保されることによって、初めて永続的になされるものであることに鑑み、特定国境離島地域についてその保全及び振興を図るための特別措置を講ずることにより、将来にわたって我が国の領域を適切に保全することを目的とすること。

二 定義 (第二条関係)

この法律において「特定国境離島地域」とは、地理的条件その他の条件を総合的に勘案して、我が国の領域としてその保全及び振興を図ることが我が国周辺の国又は地域との関係において特に必要と認められる離島の地域として、政令で定めるものをいうこと。

第二 特定国境離島地域の保全

一 保全基本方針

(第三条関係)

- 1 政府は、特定国境離島地域の保全に関する基本的な方針（以下「保全基本方針」という。）を定めるものとする。
- 2 保全基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - ① 特定国境離島地域の保全に関する基本的な方向
 - ② 特定国境離島地域の保全に関し講ずべき施策に関する基本的事項
 - ③ ①及び②に掲げるもののほか、特定国境離島地域の保全に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣は、あらかじめ関係行政機関の長と協議して保全基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。
- 4 内閣総理大臣は、3による閣議の決定があったときは、遅滞なく、保全基本方針を公表しなければならないこと。

二 国の機関の設置

(第四条関係)

国は、特定国境離島地域に自衛隊、海上保安庁その他の国の機関を設置するよう努めるものとするこ

と。

三 国による土地の買取り等 (第五条関係)

国は、特定国境離島地域内の土地であって、特定国境離島地域の保全のため国が適切な管理を行う必要があると認められるものについては、買取りその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

四 自衛隊による港湾等の利用 (第六条関係)

国及び地方公共団体は、自衛隊による利用が想定される特定国境離島地域内の港湾、漁港、道路及び空港の整備については、自衛隊による利用のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

五 外国船舶による違法行為、不法入国等の防止 (第七条関係)

国及び地方公共団体は、特定国境離島地域及びその周辺の海域について、外国船舶による違法行為、不法入国等の防止のための体制の強化その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三 特定国境離島地域の振興

一 特定国境離島地域に係る離島振興対策実施地域の指定等 (第八条関係)

1 離島振興法第二条第一項に規定する主務大臣は、特定国境離島地域（政令で定める区域内のものを

除く。)を同項に規定する離島振興対策実施地域として指定しなければならないこと。この場合においては、同項の規定による国土審議会の意見を聴くことを要しないこと。

2 沖縄振興特別措置法第三条第三号の政令においては、沖縄県の区域内の特定国境離島地域を同号の離島として定めなければならないこと。

3 離島振興法第三条第一項に規定する離島振興基本方針その他の法律の規定により定められる国の方針であって離島の振興に関する事項を定めるものとして政令で定めるものは、当該方針に係る法律の規定に定める事項のほか、特定国境離島地域の振興に関する事項について定めるものとする。

4 離島振興法第四条第一項に規定する離島振興計画その他の法律の規定により定められる都道府県の計画であって離島の振興に関する事項を定めるものとして政令で定めるもの（以下「離島振興計画等」という。）は、当該計画の対象とする地域に特定国境離島地域が含まれるときは、当該計画に係る法律の規定に定める事項のほか、特定国境離島地域の振興に関する事項について定めるものとする。

二 水産業の重点的な振興

(第九条関係)

国及び地方公共団体は、とりわけ特定国境離島地域における水産業が多面にわたる重要な役割を果たしていることに鑑み、その重点的な振興を図るため、漁船の取得、操業及び維持管理、漁業用無線事業の運営並びに法令に違反する漁業の監視に係るこれらを行う者の負担の軽減並びに外国船舶による違法行為によって被害を受けた漁業者に対する支援について特別の配慮をするものとする。

三 新たな事業活動の促進等 (第十条関係)

国及び地方公共団体は、二に定めるもののほか、特定国境離島地域における産業の振興を図るため、中小企業者その他の事業者の新たな事業活動の促進、商店街の振興及び海洋資源の開発を行う拠点の整備について特別の配慮をするものとする。

四 離島の振興に関する施策に係る特別の配慮 (第十一条関係)

国及び地方公共団体は、二及び三に定めるもののほか、離島振興法その他の法律に基づく離島の振興に関する施策を講ずるに当たっては、特定国境離島地域の振興について特別の配慮をするものとする。

第四 財政上の特別措置等

一 国の負担又は補助の割合の特例

(第十二条関係)

- 1 特定国境離島地域において離島振興計画等に基づいて行う事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内で政令で定める割合とすること。
- 2 特定国境離島地域において行う事業のうち、別表の一の項から四の項までに掲げるもので自衛隊による当該事業に係る施設の利用のために必要な措置として政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、十分の十とすること。

二 維持管理費の負担軽減についての配慮

(第十三条関係)

国は、特定国境離島地域における港湾、漁港、道路及び空港の維持管理に要する費用に係る国以外の者の負担の軽減について特別の配慮をするものとする。

三 港湾法の特例

(第十四条関係)

- 1 特定国境離島地域内の港湾に係る港湾工事で、特定国境離島地域の保全又は振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定したものは、港湾法第五十二条第一項の

規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができること。

2 1の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行うものとする。

3 1により国土交通大臣が行う港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物埋立護岸、海洋性廃棄物処理施設、港湾環境整備施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国は、政令で定めるところにより、港湾法に規定する負担割合以上の負担を行うことができること。

4 3により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、1により国土交通大臣がその港湾工事を行う港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担すること。

四 漁港漁場整備法の特例

(第十五条関係)

1 特定国境離島地域内の漁港に係る漁港漁場整備法第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業のうち同項第一号に掲げる事業に関する工事で、特定国境離島地域の保全又は振興のため特に必要があるものとして農林水産大臣が内閣総理大臣に協議して指定したものは、同条第二項の規定にかかわらず、農林水産大臣が行うことができること。

- 2 1の指定は、当該漁港の漁港管理者の申請に基づいて行うものとする。
- 3 農林水産大臣は、1により工事を行う場合においては、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に代わってその権限を行うものとする。
- 4 1により農林水産大臣が行う工事に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、漁港漁場整備法に規定する負担割合以上の負担を行うことができる。
- 5 4により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、1により農林水産大臣がその工事を行う漁港の漁港管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担すること。

五 道路法の特例

(第十六条関係)

- 1 特定国境離島地域内の都道府県道又は市町村道の新設又は改築で、特定国境離島地域の保全又は振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定した区間に係るものは、道路法第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができる。
- 2 1の指定は、当該道路の道路管理者の申請に基づいて行うものとする。
- 3 国土交通大臣は、1により道路の新設又は改築を行う場合においては、政令で定めるところにより、

当該道路管理者に代わってその権限を行うものとする。

4 1により国土交通大臣が行う道路の新設又は改築に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、道路法に規定する負担割合以上の負担を行うことができること。

5 4により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、1により国土交通大臣がその新設又は改築を行う道路の道路管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担すること。

六 空港法の特例

(第十七条関係)

1 特定国境離島地域内の空港法第五条第一項に規定する地方管理空港に係る同法第六条第一項及び第八条第四項に規定する工事で、特定国境離島地域の保全又は振興のため特に必要があるものとして国土交通大臣が内閣総理大臣に協議して指定したものは、同法第五条第一項の規定にかかわらず、国土交通大臣が行うことができること。

2 1の指定は、当該地方管理空港を設置し、及び管理する地方公共団体の申請に基づいて行うものとする。

3 1により国土交通大臣が行う工事に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、空

港法に規定する負担割合以上の負担を行うことができること。

- 4 3により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、1により国土交通大臣がその工事をを行う地方管理空港を設置し、及び管理する地方公共団体は、政令で定めるところにより、その残額を負担すること。

七 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律の特例 (第十八条関係)

特定国境離島地域における民生安定施設の整備に対して防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律により行われる助成については、国は、その費用の一部に限らず、全部を補助することもできること。

八 特定国境離島地域の振興のための地方債 (第十九条関係)

- 1 地方公共団体が離島振興計画等に基づいて行う特定国境離島地域において地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う者で政令で定めるものに対する出資及び特定国境離島地域における政令で定める施設の整備につき当該地方公共団体が必要とする経費については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができること。

- 2 1のほか、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業として地方公共団体が特定国境離島地域において離島振興計画等に基づいて行うもの（当該事業の実施のために地方自治法第二百四十一条の規定により設けられる基金の積立てを含む。3において「特定国境離島地域振興特別事業」という。）の実施につき当該地方公共団体が必要とする経費（出資及び施設の整備につき必要とする経費を除く。）については、地方財政法第五条各号に規定する経費に該当しないものについても、人口、面積、財政状況その他の条件を考慮して総務省令で定めるところにより算定した額の範囲内に限り、地方債をもってその財源とすることができること。
- 3 1の出資若しくは施設の整備又は特定国境離島地域振興特別事業の実施につき地方公共団体が必要とする経費の財源に充てるため起こした地方債（当該地方債を財源として設置した施設に関する事業の経営に伴う収入を当該地方債の元利償還に充てることができるものを除く。）で、総務大臣が指定したものに係る元利償還に要する経費は、地方交付税法の定めるところにより、当該地方公共団体に

交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額に算入するものとする。

第五 雑則

一 広報啓発 (第二十条関係)

国及び地方公共団体は、特定国境離島地域の保全及び振興に関する国民の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

二 広域の見地からの保全及び振興 (第二十一条関係)

国及び地方公共団体は、特定国境離島地域の保全及び振興を図るに当たっては、当該特定国境離島地域を超える広域の見地からの保全及び振興に配慮するものとする。

三 政令への委任 (第二十二条関係)

この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定めること。

第六 その他

一 施行期日 (附則第一条関係)

この法律は、平成二十五年四月一日から施行すること。ただし、第一の二並びに第三の一の2及び3

は、公布の日から施行すること。

二 この法律の失効

(附則第二条関係)

この法律は、平成三十五年三月三十一日限り、その効力を失うこと。

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

別表（第四の一関係）

項	事業の区分		国庫の負担又は補助の割合の範囲
一	港湾	港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、港湾公害防止施設、廃棄物処理施設（廃棄物埋立護岸、廃油処理施設及び同法第十二条第一項第十一号の三の海洋性廃棄物処理施設に限る。）、港湾環境整備施設又は公共の用に供する港湾施設用地（同法第二条第九項に規定	十分の九・五（国以外の者の行う事業にあつては、十分の九）以内

		する避難港にあつては、水域施設又は外郭施設に限る。)の建設又は改良の工事	
二	漁港	漁港漁場整備法第三条第一号に規定する基本施設及び同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設又は漁港施設用地（公共施設用地に限る。）の修築事業	十分の九・五（国以外の者の行う事業にあつては、十分の九（水産業協同組合が施行するものにあつては、十分の十））以内
三	道路	道路法第二条第一項に規定する道路の新設及び改築並びに同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道、都道府県道及び市町村道の修繕	十分の九・五（国以外の者の行う事業にあつては、十分の九）以内
四	空港	空港法第四条第一項第六号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港に係る同法第六条第一項及び第八条第四項に規定する工事	十分の九・五（空港法第四条第一項第六号に掲げる空港に係る同法第八条第四項に規定する工事にあつては十分の十、国以外の者の行

			う事業にあつては十分の九) 以内
五	水道	水道法第三条第二項に規定する水道事業及び同条第四項に規定する水道用水供給事業	十分の九以内